

広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬  
並びに費用弁償等に関する条例

平成19年2月1日  
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定において準用する法第203条及び第203条の2の規定に基づく議員報酬及び報酬（以下「報酬等」という。）並びに費用弁償の額並びにその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員等」という。）がその職務に従事したときは、報酬等及び費用弁償を支給する。

- (1) 広島県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）の議員
- (2) 広域連合長及び副広域連合長
- (3) 選挙管理委員会の委員、監査委員及び監査専門委員
- (4) 審査会、審議会、調査会等法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）

2 別表第1に掲げる者には、実費弁償を支給する。

(報酬等の額及び支給方法)

第3条 特別職の職員等に支給する報酬等の額は、別表第2に定めるところによる。

2 前項に規定する報酬等の支給方法は、広域連合長が定める。

(費用弁償等の支給及びその種目)

第4条 特別職の職員等が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（令和7年広島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づく額とする。

3 第2条第2項に規定する者に支給する実費弁償の額は、旅費条例の規定に基づく額とする。

(日額旅費)

第5条 議会の議員が議会の招集に応じたときは、前条第1項及び第2項に規定

する費用弁償に代え、当該会期の期間につき出席した日数に応じ、別表第3に定める日額旅費を費用弁償として支給する。ただし、議会に出席するために公用の交通機関（国及び他の地方公共団体の公用の交通機関を含む。）を利用したときは、費用弁償を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があるとき、又は著しい不利が生じるときは、前条第1項及び第2項に規定する費用弁償を支給することができる。
- 3 前2項の規定は、第2条第1項第2号から第4号までに掲げる特別職の職員等が議会その他公務により広島市内で開催される会議等に出席するとき、又は広島市内において職務に従事するときに支給する費用弁償について準用する。

（外国旅行の旅費等）

第6条 特別職の職員等が職務のため外国旅行をするときは、費用弁償を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種目の例によるものとする。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、一般職の職員の外国旅行の旅費との権衡を考慮して旅行命令権者が広域連合長の承認を得て定める額とする。

（費用弁償等の支給方法）

第7条 費用弁償及び実費弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月30日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（改正後の条例の適用）

第2条 改正後の広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月22日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月18日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月27日条例第9号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人及び法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

別表第2（第3条関係）

区分		単位	議員報酬又は報酬の額
議会	議長	日額	15,000円
	副議長	日額	13,000円
	議員	日額	11,000円
広域連合長		年額	39,000円
副広域連合長		年額	35,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	7,000円
	委員	日額	6,000円
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	日額	6,000円
	識見を有する者の中から選任された委員	日額	7,000円
監査専門委員		予算の範囲内において広域連合長が定める額	
附属機関の委員等		日額	6,000円

別表第3（第5条関係）

住所地の区分	日額旅費
広島市、廿日市市、府中町、海田町及び坂町に住所を有する者	1,000円
呉市、大竹市、東広島市及び熊野町に住所を有する者	2,000円
竹原市、安芸高田市、江田島市及び北広島町に住所を有する者	3,000円
大崎上島町に住所を有する者	4,000円
三原市、尾道市、三次市、庄原市、安芸太田町及び世羅町に住所を有する者	5,000円
福山市に住所を有する者	9,000円
府中市に住所を有する者	10,000円
神石高原町に住所を有する者	12,000円